

学校法人芝浦工業大学教職員行動規範

平成 20 年 4 月 1 日

学校法人芝浦工業大学は、1927年、有元史郎によって東京高等工商学校として創立された。有元史郎は「実学を通じて真理を探究できる技術者、高い倫理観と豊かな見識を持った技術者、自主・独立の精神を持って精緻を極めることのできる技術者」すなわち優れた技術者を養成することを建学の理念とし、東京高等工商学校を設立した。以来、多くの有為な人材を輩出し、卒業生は「堅実に仕事ができる技術者」として評価されてきた。

芝浦工業大学はこの「実学教育」の伝統のもと、“人の心を思いやる工学”、“環境と資源保持を両立できる持続可能な社会の進歩”を目指し、国際水準による学術研究の向上を図るとともに、時代が求める創造性豊かな人材を育成し、新たな産業、技術の創造をもって社会に貢献し、人類の幸福に寄与することを目的として教育研究に取り組む。また、本法人の設置している中学校・高等学校は、各々の中等教育の理念を達成することを目的として教育に取り組む。

以上の目的遂行のため、私たち教職員は学校法人芝浦工業大学の一員としての誇りと自覚を持ち、お互いの人権と人格を尊重し、それぞれの職務、役割の遂行に際して、誠実で高い倫理観の下、以下の事項を遵守し行動することにより、法人のさらなる発展に努めていく。

- (1) 教職員は、公序良俗に反する行為、本法人の名誉と信用を傷つける行為を行わず、法令を遵守する。
- (2) 教職員は、本法人の方針、諸規程並びに職制に定める所属長の指示命令に従い、誠実に職務を遂行するとともに、差別・ハラスメントを排除し、職場の秩序の保持に努める。
- (3) 教職員は、業務に関し、諸規程に定められた自分の職務権限から外れた商取引行為およびこれに係る第三者との折衝等は行わず、常に公私の別を明確に認識し、行動する。
- (4) 教職員は、本法人の理念と目標を実現する教育・研究・学校運営への貢献およびその支援活動を行い、自己評価を基本とし、社会から求められる人材の養成に努めるとともに、教育及び学習環境を整備し、充実した学びの実現に努める。

- (5) 教職員は、各学校が公共性の高い組織であることに鑑み、教育及び研究の成果を積極的に社会に還元することを図る。常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくり、地域社会との共存を目指す。
- (6) 教員は、教授法の開発・学習支援等において常に研鑽を積み、授業の改善に努めるとともに、教育・学習の場で事故が発生しないよう安全管理に努める。
- (7) 教員は、研究に際し常に真理の探求を目指し、科学的根拠を明らかにし、説明責任を果たす。また、研究におけるあらゆる不適切、不正な行為を行わないとともに不正行為が起こらない環境の整備に努める。
- (8) 職員は、教育・研究・管理運営を担うアドミニストレーターを目指して、個人または集団としての能力の向上に努める。

以 上